

第12回宮城県景観審議会会議録

日 時：令和2年11月19日（木）

午後1時30分から午後2時50分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

○次第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議 題
仙南地域広域景観計画等の策定について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

福 屋 粧 子	東北工業大学工学部准教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
森 山 雅 幸	宮城大学名誉教授，森山アソシエイツ代表
横 山 英 子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役
吉 川 由 美	有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク代表取締役
佐 藤 久 泰	東北地方整備局建政部長
佐 藤 光 樹	塩竈市長

(以上7名)

○議 事

令和2年11月19日（木）午後1時30分開会

1 開 会

○司会（武内総括） ただいまから第12回宮城県景観審議会を開催いたします。はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点で7名の委員の皆様にご出席をいただいております。定足数の5名を超えておりますので、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」第21条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に、傍聴される皆様をお願いいたします。お手元にお配りしております注意事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

次に、本日の配布資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に資料を送付しておりましたが、送付後に、それぞれ若干の修正を行っております。このため、誠に申し訳ございませんが、本日、改めて机の上に配布いたしました資料をお使いいただきますよう、お願いいたします。なお、マスタープランと景観計画につきましては、送付前後における修正内容を記載した修正表も、配布しておりますので、御確認願います。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は条例の規定により会長が行うこととなっておりますので、森山会長、よろしくをお願いいたします。

2 議事録署名人の指名

○森山議長 本日もよろしくお願いたします。それでは、当審議会運営要領により、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。横山英子委員と吉川由美委員をお願いいたします。

3 議 題

仙南地域広域景観計画等の策定について

○森山議長 それでは、議事に入りたいと思います。議題「仙南地域広域景観計画等の策定について」を、事務局より説明願います。

○事務局（本間行政班長） それでは、事務局から説明いたします。大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

先に送付しております議案書については、一部修正しておりますので、本日机の上に配布いたしました議案書の1ページを御覧ください。

景観計画を策定するに当たっての法令の根拠については、平成29年に本審議会に対して諮問した際に一度、説明しておりますが、本日の審議をもって答申をいただきたいと思いますと考えておりますので、議案書により改めて説明いたします。景観計画策定の根拠は、景観法第8条第1項及び宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例第18条第1項となります。まず、景観法第8条第1

項では、抜粋となりますが、「景観行政団体は良好な景観の形成に関する計画である景観計画を定めることができる」と規定されております。このため、景観行政団体である宮城県は、宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例第18条第1項の規定を踏まえまして、「景観計画の策定」を美しい景観の形成の促進に関する重要事項と位置付け、仙南地域広域景観計画の策定について調査審議いただきたく、諮問しております。それ以降、前回まで6度にわたる審議会で、継続して審議いただいていたところですが、今回の審議会で最後の御審議をいただき、計画を確定するために答申をいただきたいと考えております。

景観計画案は、議案書記載のとおり別冊としております。また、今回、景観計画に関連して、景観法に基づかない任意計画として、仙南地域の景観の素地や景観形成の方針を定めた「仙南地域広域景観マスタープラン」についても、併せて策定するものです。なお、マスタープラン案及び景観計画案につきましても、先週議案書を送付させていただいた後に、それぞれ若干の修正を行っております。修正表と合わせ、改めて机上に配布しておりますので、大変申し訳ございませんが、本日、配布いたしました資料を御覧ください。

続きまして、参考資料の1ページを御覧ください。前回の第11回景観審議会以降の手続きと今後のスケジュールを説明いたします。前回の本審議会は、7月に開催いたしました。その後、景観法第9条に基づき、計画策定に当たっての意見を聴く措置として、住民説明会及びパブリックコメントの実施、その後、仙南地域2市7町及び宮城県都市計画審議会に対しても、計画案を提示させていただき、意見聴取を行いました。本日の審議会で答申をいただけましたら、答申を踏まえ計画を確定し、12月中旬に計画策定の告示をすることで策定手続きが完了いたします。その後、本計画につきましては、仙南地域2市7町に計画に基づき届出等の景観行政事務を担っていただくことを予定しておりますので、県から仙南地域2市7町が景観行政団体となることに異存ない旨を年内に回答いたします。その後、市町が事務手続きを進め、来年2月には全市町が景観行政団体になる見込みとなっております。また、本計画の施行については、これまでの説明のとおり、来年7月1日を予定しております。

2ページを御覧ください。各種意見聴取を踏まえた、マスタープラン及び景観計画の主な修正内容を記載しています。7月に開催した、前回の審議会において、計画の概要や全体の構成・体系などを説明させていただき、御承認をいただいていたことから、今回はその後に行った主な修正内容を、議案書別冊の計画案の該当箇所を御確認いただく流れで説明いたします。なお、計画案は、前回からの修正箇所を赤文字で示しております。

それでは、マスタープランの修正箇所から説明いたします。今お開きの参考資料2ページと併せ、マスタープランの1ページをお開きください。1つ目の修正内容としましては、前回の景観審議会で、「地域の景観資源である『蔵王』の表記について、複数の山々から構成されているので、『蔵王連峰』に改めるべきではないか。また、仙南地域全体を表現するためには、阿武隈川や白石川といった河川も記すべきである。」という意見がございました。このため、仙南地域全体を表現する記述として、「蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川」に表現を修正しました。この部分に関しては、今回、委員へ送付後に修正した内容のため、マスタープランの関係箇所も合わせ修正表に記載のとおり、まとめてお示ししております。

次に、前回の景観審議会で「景観計画が地域間競争の武器の一つになり得るので、計画書冒頭でその趣旨を記載すべきである。」という御意見や、都市計画審議会で「景観形成のメリットについて記述を増やすべきである。」という御意見がございました。このため、マスタープラン1

ページ中段の、仙南地域の景観に言及している段落の中に、赤文字の部分になりますが、「仙南地域では、従来から行っている観光客の誘客の取組に加え、最近の動向として、移住やワーケーションなど都市から地方へ人の流れが見直されていることも踏まえると、首都圏からのアクセスも良い仙南地域は観光誘客にとどまらない可能性も有している」ことに触れて、「地域で景観づくりに取り組むことで、居住環境の向上や交流人口の拡大のみならず、関係人口創出にもつながり、ひいては、地域活力の維持や地域産業の振興など、多岐にわたる効果が期待でき、そのためにも、仙南地域が一体となって取り組むことが求められている」ということを追記しております。

次に、参考資料では2ページの下から3ページにかけて記載している事項ですが、マスタープランの2ページを御覧ください。前回の景観審議会で「計画書冒頭で、住み続けられるまちの観点からSDGsについて盛り込むべきである。」という御意見をいただきましたことから、2ページ中段に、「地域特有の景観の形成は、SDGsに掲げる目標である『住み続けられるまちづくり』に沿うものとして、新・宮城の将来ビジョンにおいても推進していく」という方針を追記しております。

次に、前回の景観審議会でマスタープランや景観計画に関して、「使用する色の数や図の見やすさを見直すべきである。」との御意見をいただきました。このため、マスタープランの4ページや5ページをはじめ、計画書全体の説明図や図形について、着色の必要性が低いものについては、グレースケールを基本とする色使いに修正しております。

次に、マスタープランの51ページを御覧ください。前回の景観審議会事務局から、「県の支援の取組について記載を検討する。」と発言しておりましたので、「基本方針6」の中に県が行ってきている景観アドバイザーの派遣や、先進の取組を行っている市町村の職員を講師に招き、取組について御講演いただいた事例について、写真も交えて追記しております。

マスタープランの主な修正内容の説明は以上です。

続きまして、広域景観計画の1ページを御覧ください。まず、前回の景観審議会「本計画の目的、マスタープラン及び市町計画との関係性を明らかにするため、計画書冒頭で説明すべきである。」との御意見をいただきました。このため、本計画の目的、マスタープラン及び市町計画との関係性について、1ページに説明文を、2ページに説明図を追記しております。また、景観形成の取組における本計画策定の位置付けを明らかにするため、3ページにその説明図を追加しております。

次に、参考資料3ページの下部に記載のとおり、先ほど説明しました、マスタープランの修正と同様に、「蔵王連峰」に関する表記の修正を行っております。

次に、こちらも、マスタープランでの修正と同様に、計画書全体の説明図や図形について、必要に応じて、グレースケールを基本とする色使いに修正しております。

区域図の修正については、2つ、例を挙げて説明いたします。参考資料の4ページを御覧ください。併せて、広域景観計画の18ページも一緒に御覧ください。白石市中心部地区の「区域設定の考え方」の図面ですが、修正箇所は「景観計画区域界をはっきりさせるため、区域境を示す赤色実線の幅を太くした」ほか、「下図を見えやすくするため、用途地域の着色の彩度を抑え、着色を薄くした」ものとなります。もう1つの修正例として、26ページを御覧ください。小原温泉地区の「区域設定の考え方」の図面ですが、修正箇所は「文字や着色情報の読み取りに支障とならないよう、県立自然公園普通地域の規制が掛かっていることを示している、縦の緑色の格

子線は、線の幅を細くし、線同士の間隔を広げる工夫をした」ものとなります。そのほかの地区の区域図についても、今申しあげました修正を行っております。

次に、広域景観計画の15ページを御覧ください。前回の景観審議会で「各地区の景観形成方針では、『魅力ある』という表現を使わない方がやるべき点が浮き彫りになる。」との御意見をいただきました。このため、「景観形成方針の3つの柱のひとつである『魅力ある景観の創出』を、『個性を活かす景観の創出』に修正し、併せて、例えば19ページにあるとおり、各地区の『(2)景観形成方針』でも『魅力ある』という表現を極力使用しないよう」見直しております。

次に、広域景観計画の76ページを御覧ください。都市計画審議会では、「地区計画や建築協定、緑地協定など、景観計画によらない規制手段により景観形成を図っている場合には、そのことを明確化すべきである。」との御意見をいただきました。今回策定する仙南地域広域景観計画区域内においては、建築協定及び緑地協定はございませんが、地区計画は設定されていることから、地区計画の区域を追記しております。地区計画制度は、住民の生活に身近な地区レベルで住民の意向を反映させつつ、建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路・公園などの公共施設の配置及び規模などについても、一体的、総合的に計画することのできる都市計画における建築規制の制度です。追記した地区計画の区域は黒の破線で示しております。このページでの地区計画は、まず、景観計画区域の西側、資料では下側に位置する大河原町の広表地区計画、次に、中央に位置する柴田町の船岡南地区計画、船岡東部地区計画、剣崎地区計画の以上4箇所となります。また、84ページになりますが、村田町中心部地区でも、景観計画区域の南側に位置する西浦地区計画を追記しています。

景観法では、景観計画区域内で他法令の制度で個別の景観形成が図られている場合、景観計画に基づく届出の適用除外を規定しており、地区計画により保全が図られている区域もこの適用除外に該当しております。届出が適用されないため、審査基準である景観形成基準も適用とならないことから、78ページ及び86ページの景観形成基準の表の欄外下に、そのことを追記しております。また、届出の適用除外に関しても、115ページの「(4)届出の対象外となる主な行為」の上から三つ目に追記しております。

最後に、引き続き、115ページの上の方ですが、事務局による見直しの内容として、「(2)特定届出対象行為」に関して追記しております。特定届出対象行為とは、届出が必要な行為のうち、形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対しては、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることができるものです。本計画の特定届出対象行為は、「(1)届出が必要な行為」である『建築物の建築等及び工作物の建設等のすべて』とすることとしています。この特定届出対象行為は、前回の案では、115ページ中段の「(3)届出手続きの流れ」の中では記述しておりましたが、行為の制限に係る事項として明示する必要があると考え、新たに(2)として項目を設けたものです。

広域景観計画の主な修正内容の説明は以上です。

次に、参考資料に戻りまして、5ページを御覧ください。5ページ以降では、前回の景観審議会を含め、それ以降に行った各種意見聴取に関して、表の左の欄にいただいた御意見を、右の欄に県の対応方針又は回答を記載しております。まず、5ページから6ページにかけて、前回の景観審議会にいただいた主な意見につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、御意見を踏まえ、計画案を修正しております。

次に、7ページから10ページにかけて、住民説明会、パブリックコメント、仙南地域2市7町への意見聴取の結果をそれぞれ記載しております。住民説明会では、計画に反対する意見や修正を求める意見はなく、届出に関する質問や行政の支援を期待する意見が多くありました。9ページのパブリックコメントについては、1者から2件の意見が提出されております。「届出対象規模に満たない場合でも、必要に応じて他案件との調整や配慮などの対応を求める意見」や、「景観形成基準に適合した通知を出す場合には、県民にも公表すべきとの意見」がありましたが、県としては記載のとおり、御意見をいただいた方に対して回答する予定です。また、10ページの仙南地域2市7町への意見聴取につきましては、これまで4年にわたり綿密な協議を重ねてきましたことから、今回の照会に対しては、特に意見はございませんでした。

最後に、11ページを御覧ください。景観法第9条第2項の規定により、計画案に対して宮城県都市計画審議会の意見聴取を行ったことから、当該審議会において頂戴した委員の御意見を記載しております。こちらにつきましては、事前に資料を送付した以降も、意見の要旨の整理及び県の対応方針について精査を続けていたため、景観審議会委員の皆様のお手元に完成版の資料を郵送できませんでした。大変申し訳ございません。頂戴いたしました御意見については、本日の限られた審議会の中で皆様に御理解いただきやすいよう要旨として整理しております。

いくつか御意見を説明いたします。11ページには、「広域景観計画の対象範囲の検討に関して、さらに区域を広げるといった意見や議論はなかったのかという意見」や、「区域が広すぎるので、市町計画の段階では重点地区を設定すべきという意見」、「村田町の伝統的建造物群保存地区に関して、景観計画における取扱いや、広域的な景観形成に当たっては、地域の歴史的物語を記述する必要性を指摘する意見」、12ページには、「想定される届出件数や景観計画以外に景観形成を図るための規制手段など、行為の制限に関する意見」、13ページには、「景観形成を図るため、県に対して、仙南市町への支援についてどのように考えているかを問う意見」、14ページの下には、「県として、県内市町村の景観行政を促進するために、どのように取り組んでいくのかを問う意見」、15ページには、「景観形成に取り組むことで、観光振興や地域産業の振興も図ることができるなどのメリットをしっかりと本計画に記載すべきという意見」などといった、多くの御意見を頂戴いたしました。御意見のうち、本計画への記載が可能なものについては、先ほど説明しましたとおり計画案を修正しております。そのほかの御意見への対応方針は、主に、市町が自ら景観計画を策定する際に、県がしっかりと助言・支援していくことなどを記載しております。

議題「仙南地域広域景観計画等の策定について」、事務局からの説明は以上です。

○森山議長 ありがとうございます。マスタープラン及び景観計画の各案は、これまで6回の審議会での審議を重ね、また、前回の審議会や都市計画審議会での委員の意見も踏まえ修正されています。先ほどの事務局説明にもありましたとおり、今回で景観計画を固める必要があります。景観計画等の案を確定するための採決に先立ちまして、確認しておきたいことがあれば御発言をお願いします。

○吉川委員 よくまとめていただきありがとうございます。1点、思ったことがありまして、広域景観計画に掲載されている景観の写真は、すべて昼間の写真となっておりますが、夜の景観もあると思います。例えば、白石川沿いの一目千本桜は、季節によっては夜間でもその側を人が歩

いたりしますし、ほかには温泉地の夜景、蔵王のリゾートホテルが建ち並んでいる夜景、街中の夜景もあると思います。こういった夜景が、照明によって本来、緑色に見える植物の色が茶色に見えていたり、街中で防犯灯が情緒を損なう支障になっていたりすることも、少しの工夫で更によくする効果があると思います。計画案には、夜の景観は掲載されていませんが、昼間の景観に限定されているのでしょうか。

○森山議長 ただいまの御意見は私も同感です。四季によって違いが出る場所があります。他に御意見はございますか。横山委員、どうぞ。

○横山委員 丁寧に修正されていると思います。現在、私は毎日のように村田町に通っておりまして、現状に照らして修正をお願いしたい場所があります。マスタープラン20ページで、「店蔵が連なる街並み」と題された写真が、店蔵が連なっているようには見えないので、代わりに、43ページにある「紅花で栄えた蔵の街並み」と題された写真を20ページにも掲載してもいいと思います。また、同じく20ページの文章で、「村田町は、近世期には紅花をはじめとした商品の上方への流通で栄えました」とありますが、良質な産品を扱っていたわけですので、「商品」というよりは「特産品」などの言葉の方が合うと思います。これらについて検討いただきたいと思います。

○森山議長 他にどなたか、御意見はありますか。福屋委員、どうぞ。

○福屋委員 回数を重ね良くなり、仙南を訪れたことがない人でも、どんな地域なのかイメージをつかみやすい内容になっていると思います。質問ですが、広域景観計画26ページで、赤色実線が景観計画区域で、赤色破線は区域境界の説明と書かれていますが、「道路端を含む」場合に区域境界は赤色破線までではないということですね。見通しが利く場合もより遠くまで制限がかかるということだと思いますが、赤色破線にはどのような意味がありますか。道路端がどの範囲までかが記載がない。また、広域景観計画3ページの図ですが、下から順番に積み重なって、上になるにつれて減るように見えます。これから市町の役割が増えて盛り上がっていく図はどうでしょうか。

○森山議長 ありがとうございます。私も最初に見たときに、上と下が逆と思いました。佐藤（久泰）委員、いかがでしょうか。

○佐藤（久泰）委員 ここまでまとめていただいた事務局に敬意を表します。拝見していると、役所がつくる計画としては、役所外の人が見ても分かりやすくなっているという点で、素晴らしいと思います。内容について意見はありませんが、今後、しっかり進めていくことが大事です。また、読みやすい計画ということもポイントだと思います。今後、県が助言しながら市町が景観行政を担っていくということですが、市町職員だけの取組にはならないと思いますし、地域の住民がいかにやる気を持ってもらえるかが大事だと思います。その工夫を考えていくべきです。私はまち歩きが好きなので、7月に着任して以降、仙南地域にも足を運ばせていただきました。本計画を改めて拝見して、こういうことを知っていればここにも行ったなということが書いてあ

と思います。一般の方も同じように感じると思います。ですので、景観、都市計画に関係する部署だけでなく、観光部署の方にも見ていただき、本計画を題材としたモデルルートをつくるのか、本計画に記載している内容に特化した観光コンテンツをつくるかといった取組を、民間の方と協働で行ってもおもしろいと思います。それが、縦割りではなく多くの方が参加する取組になると思います。そのために、国の制度を活用していただくこともあると思います。何でも結構ですので、おっしゃっていただければお手伝いいたします。

○森山議長 心強い御意見ありがとうございました。それでは、佐藤（光樹）委員、お願いいたします。

○佐藤（光樹）委員 私からは、当市に関することを申し上げます。色々な歴史を積み重ねてそれぞれの地域が形成されていますので、その歴史と伝統を継承し大切にしなければいけません。ただ、それが現代では、なかなか維持できなかつたり、また、新たな風景に変わっていくことは、現実的に誰も肯定も否定もできないと思います。しかし、私の経験では、景観は一度壊されてしまうと同じものには戻らないという現実があると思います。ただし、事前に必ず何かしらの動きや警告があると思います。その気づきがあったときに、どのように対応するかが重要と痛感しています。皆様のお力でマスタープランができ、今後どう実行していくかが非常に重要だろうと思っております。行政を預かる身としては、規則上計画をつくらなければいけないので、つくっているという側面はあると思います。この中身をどうやって担保していくかがより重要で、どのように育てていくかの視点を持ち行政が動かしていくべきだろうと思います。社会情勢により財源が確保できないために、取組が進まないということはあると思いますが、守られるべきものは守っていくという視点で、基礎自治体の長としてはひとつの計画を大切にしていこうという決意が必要だと思っております。

○森山議長 ありがとうございます。景観は生き物といいますか、刻々と変化する性質がありますので、佐藤（久泰）委員の意見と同様に、横のつながりのほか、縦のつながりも編み込むように進めて行くことが、景観計画を施行する際には大事だと思います。

舟引委員、御意見いかがでしょうか。

○舟引委員 私は都市計画審議会の会長を兼ねておまして、都市計画審議会で参考資料11ページ以降に記載の意見をいただきました。計画内容に関わるものではありませんが、意見を申し上げます。まず、参考資料13ページにある【仙南市町への支援について】で「県が単独費を措置して支援制度を設けるべきと考える」との意見について、県の対応方針は「現時点で独自の支援制度を設けることは考えていないが、運用開始後の状況を踏まえ市町とともに検討していく」という微妙な回答になっています。この意見に関してはしっかりと対応していただきたい。次に、これまでの審議会でも申し上げていますが、広域景観計画の96ページで、「笹谷街道沿いの松並木」の写真が掲載されており、この松並木は県管理道路にあるので、松並木を守る取組を県自ら行っていかなければ、計画を策定しても駄目な例になってしまいかねないと思います。都市計画課が計画を策定するのであれば、同じ土木部である道路や河川の事業などについて、県事業としてしっかり取り組んでいただきたいです。

○森山議長 ありがとうございます。道路や近接している市町村の景観は途切れているわけではなく連続している特殊性があるため、広域景観を考える上では、連携することが大切だと思います。舟引委員の御意見も、部内や部署間での連携の重要性に関するものだと思います。

他に御意見はございますか。

○横山委員 昨日、県土木部住宅課の職員に、空き家対策のお話を伺いました。村田町は空き家対策、古民家の再生など多くの課題がある中で、前回の景観審議会では財政状況が厳しいということをおっしゃいましたが、行政が対策を行えないからと言って、民間に任せっきりでいいということにはならないと思います。建築物を他人様に利用いただく際に景観も考える必要がありますが、国ではマスタープランでも触れられているワーケーションやテレワークを推進しており、来年度も関連予算が盛り込まれる予定と伺っております。この期を捉え、市町、民間、建築物の所有者が一体となって考えて行くことが大事であり、そのためには予算についても議論していかなければ、守りたいものも守れないということになります。空家等対策特別措置法に基づき行政が対応する場合でも大変な手間と予算を要するということや、朽ち果てる前に空き家の景観、地域の活性化について考えていくことが非常に大切であることも伺いました。今後、計画を活用するためには、このようなことが重要だと思いますので、計画に盛り込んで欲しいわけではありませんが、計画書冒頭でも景観形成の目的について書かれていますので、今お話しした視点も意識して取り組んで欲しいと思います。

○森山議長 修正意見とは別に、今後の助言や感想については、後ほど時間を取りますので、そこで御意見をください。

他に御意見ございますか。福屋委員、いかがですか。

○福屋委員 マスタープランと景観計画の概要版は作成するのでしょうか。もし作成するのであれば、マスタープランにある地形図等も用いると、行政がつくる資料であっても、グラフィカルなものになるのではないのでしょうか。計画書を手にする人は限られますが、概要版であれば多くの方に気軽に見ていただくことができると思います。

○森山議長 他に御意見ございますか。他に御意見がないようでしたら、いただいた修正意見について、事務局はどうお考えでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 御意見ありがとうございます。事務局としては、提示させていただいた案で概ね御了承いただいたものと感じております。夜間の景観の写真等については、検討させていただきます。また、今後の計画に関する取組については、県として市町とともに進めていく考えであることをこの場で申し上げます。いただいた修正意見につきましては、修正した計画を会長に確認していただき、答申を県へ提出いただくということで、本日の審議会では御了承いただけないでしょうか。

○森山議長 それでは、委員の修正意見を踏まえて、県と私で計画案の修正について検討させてい

いただき、修正した計画案を私から県へ答申するという事でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○森山議長 それでは、そのように決定いたします。

これまで本日を含め7回の審議会で、皆様から熱心な御意見をいただきました。広域景観についてまとめていくことは大変な作業であることを本審議会で感じました。今後とも、県の役割はたくさんあると思いますので、取組をよろしく願いいたします。

以上で審議案件は終了いたします。

【議決】承認する。(賛成6名、反対0名)

4 その他

○森山議長 次に、委員の皆様から、御感想などがありましたら、よろしく願いいたします。

○佐藤(光樹)委員 最近、課題として考えていることがあり、これから話す内容は問題提起として受け取っていただければと思います。塩竈市には、松島湾に浮かぶ有人島、無人島から成る浦戸諸島があります。浦戸諸島は7つの法律が関連している地域で、代表的なものが特別名勝松島の指定の根拠である文化財保護法ですが、この法律により有人島で新たに住宅を建築するにもハードルとなりますし、東日本大震災で被災した既存工作物であった防潮堤の復旧にも、色や模様を被災前と同様にすべきとの指摘がありました。厳しい制限もあってか、今では70歳以上の方が人口の7割を超えている状況です。文化庁は法律を遵守してくださいと話しますが、我々は、法律に縛られていては無人島になってしまうとの危機感を伝えています。一方で、無人島になれば自然が再生するのではとの考えもあると思いますが、一度開発した場所が元の自然にそう簡単に戻るものでもありません。この問題に関して文化庁と協議していくか、宮城県と協議していくか考えていかなければなりません。今なお200人近い住民が生活していることも考えると、大変難しい問題です。景観を守るために何をすべきか、同時に、現に住んでいる方の生活を守るために何をすべきか考えることは、これから5年、10年、30年先の浦戸諸島が今のままでは無人島になってしまうことをどう考えるかと同じ問題であり、そこには景観と高齢化の問題も顕在化していると思います。今、誰かが答えを出せるわけでもありませんが、特別名勝松島をどう残していくか、または今の住民の生活をどう守っていくか、両方が大事な問題だと思いますので、問題意識を持っていただくことで、社会が抱える問題と景観の課題を考えるきっかけになると思います。

○森山議長 ありがとうございます。私は景観という言葉には色々な意味があると考えております。舟引委員、御意見ありますか。

○舟引委員 佐藤(光樹)委員の発言に対してということではありませんが、景観の保全と生活を守ることを対立概念のように捉え二律背反していると考えてしまう場合があります。30年以上

にわたり景観の保全と文化財保護を続けて来ている妻籠では、二律背反のこととはせずに取り組んでいます。また、昭和50年代、全国的に開発か開発せずに今のままかを両天秤に掛けるということがありましたが、そのような考え方に陥ってしまわない方がいいと思います。同じ問題なのか、別の問題なのかはじっくり考えるべきです。規制があるから、活動できなくなるという感覚的な捉え方には、注意が必要であると申し上げたいと思います。

○森山議長 他にございますか。吉川委員，どうぞ。

○吉川委員 浦戸諸島は身近に感じられる離島で、私が子どもの頃は桂島が海水浴場として賑わっていましたが、今では見る影がなくなってしまったと思います。ただ、そういう時代だからこそ、離島の魅力が見直されてきていると思います。陸地から離れている離島は別ですが、浦戸諸島は県内でも陸地に近く、観光の要素もあり、移住を考えることもできる魅力があると思います。瀬戸内海の直島では芸術祭を契機として船会社が経営上の恩恵を受けたり、男木島では移住者が増えたことで廃校であった学校が再開したりして、島に非常に活気があります。コロナ禍前までは欧米人が多い観光地でもありました。芸術祭の主催者が景観に対しても高い意識を持っていて、ホテルに宿泊する客から電線が見えないように周囲の土地を買って景観を維持し、島の価値を高めたりしています。大きな企業だけが潤っているわけではなく、元々の住民もレストランをオープンしたり、民宿が再開したりと島にとって非常に大きい経済効果がもたらされ、また、来島者と交流することで生きがいも生んでいます。浦戸諸島では、アートプロジェクトやつながる湾プロジェクトが行われ、色々な方々が注目していますので、全国的な視座を持ち、島の未来を考えることが大切だと思います。先ほど申し上げました夜間景観について、昨日、コロナ関連補助金を活用し、秋保の方々と仙台市が、照明の使い方を工夫することで磊々峡の魅力を向上できないか考えるワークショップを行いました。磊々峡を訪れたのは子どもの頃以来でしたが、夜の景観の可能性を感じました。夜間は照明で照らしたところ以外は見えない状況もあって、余計なものは見えず、溪谷が浮かび上がると光と影がとても神秘的に見えました。ですので、仙南地域でも、塩竈でも、少しの工夫で夜間の景観を美しいものにできると、昨日の取組で実感しました。観光業では、ナイトライフの取組が大切とよく言われますが、仙台市のケヤキ並木の夜景でさえ魅力的なものになっているかということ、そうではないと感じ、東北地方は取組が遅れていると思います。せっかく本計画を策定するのであれば、仙南地域が宮城、東北で一番夜景が美しいまちづくりを目指してみるということも面白いと思います。また、離島の場合でも、海や港の夜の演出に力を入れれば、夜景を楽しめることにもなりますし、島の魅力が格段に向上すると思います。

○森山議長 ありがとうございます。佐藤（久泰）委員，いかがでしょうか。

○佐藤（久泰）委員 お話を聴いていて、浦戸諸島を訪れてみたいと思いました。文化庁は特に審査が厳正でありますので、厳しい意見があったということを自治体からも聞いたりしています。文化庁の補助金ではここまでしかできないというものも、国土交通省の補助金ではその先も対象とできることもありますので、もの見方を変えることで解決できることもあるかもしれません。我々はハードルが高くなればなるほど知恵を出せることもありますし、当省の担当者は市町村からの相談に積極的に応じる意識が高いので、気軽に相談いただければと思います。

○森山議長 ありがとうございます。それでは、私から申し上げます。景観は見えるものと見えないものがあります。同じものでも、見る人によっては違うように見えることもあります。ですので、景観の解釈が非常に大事になります。本日の審議会でも、景観があつてそこに人が生活するのではなくて、人の生活があつて景観ができるということを感じました。文化財の関係で、ここには家が建てられない、改築できないというときに、そこに住む人と文化財のどちらが大切か聞いたことがあり、その場では答えは出ませんでした。私としては、人の暮らしが一番大切であると考えています。マスタープランで、SDGsの住み続けられるまちづくりに触れていますが、やはり、住み続けられるまちづくりがなければ景観が壊れてしまったり、なくなってしまうことがあると思います。住み続けられるまちづくりの主役であるその地域の方々の意見や価値観、生活の工夫などを拾い上げ、景観計画で仙南地域らしさをしっかりと磨き上げていくことが大事になります。私が非常に大事にしている言葉として「文化的景観」があります。文化的景観は、一般の人には馴染みがなく、概念の範囲が広く理解が難しいものですが、本計画の中でも、文化という言葉を経験的な言葉で言い換えて表現している部分があります。昨今は、文化が見直されてきていますので、今後、市や町が自らの景観計画を策定する際には、県から助言しながら文化的景観についても掘り下げていくことで、取組が充実したものにもなっていくと思います。

他に御意見はございませんか。それでは、当審議会は、本日を含め7回の審議を行ってきましたが、委員各位の御協力により、本日、計画を承認するところまで、くることができましたことに感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

○福屋委員 1点、お願いします。本日、御欠席の紺野委員、佐藤（久美子）委員、鳥羽委員の御意見もあるかと思いますが、本計画は回覧するのでしょうか。

○森山議長 事務局、いかがですか。

○事務局（本間行政班長） 策定した際には、委員の皆様を送付させていただきます。

○森山議長 よろしいでしょうか。それでは、事務局に進行を返します。

○司会（武内総括） 森山会長、委員の皆様、本当にありがとうございました。最後に、都市計画課長の宮大から御礼を申し上げます。

○事務局（宮大都市計画課長） 都市計画課長の宮大でございます。本日は貴重な御意見、お話をいただきまして、誠にありがとうございました。本審議会は平成29年から4年間にわたり開催させていただき、その度に、委員の皆様には熱心な御議論を賜りまして、感謝を申し上げます。本日、仮ではありますが、計画案を御承認いただきましたことから、今後は、仙南市町の景観行政団体への円滑な移行と景観計画の適切な運用について、引き続き市町を支援してまいります。さて、県では、東日本大震災以降、総力を挙げて、復旧・復興に全力で取り組み、インフラの復旧や災害に強いまちづくりを進めてまいりました。震災から10年が経過しようとする今では、新しい街並みもつくられてまいりましたが、これから本県の人口が本格的な減少局面を迎える中、

持続可能なまちづくり，個性を活かした住みよいまちづくりが，非常に重要になっていくものと考えております。そのためには，地域の優れた景観を保全し，将来へ継承していくために策定する景観計画が果たす役割は大きいものと考えておりますので，観光振興，地域活力の維持にも資するよう，市町とともに取組を進めてまいります。これまでの委員の皆様の御協力に心から感謝を申し上げまして，御礼に替えさせていただきます。誠にありがとうございました。

5 閉 会

○司会（武内総括） 以上をもちまして，第12回宮城県景観審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時50分 閉会